

西 監 第 9 6 号
令和 7 年 8 月 2 2 日

西 条 市 長 高 橋 敏 明 殿
西 条 市 議 会 議 長 川 又 由 美 恵 殿

西 条 市 監 査 委 員 日 野 徳 久
西 条 市 監 査 委 員 徳 増 竜 伍
西 条 市 監 査 委 員 高 橋 保

令和 7 年 度 定 期 監 査 等 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに西条市監査基準第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第 199 条第 9 項並びに西条市監査基準第 14 条第 1 項及び第 17 条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和7年6月16日から令和7年7月31日まで
- (2) 聴取日 令和7年7月31日

2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

3 監査の対象

- ① 総務課（市史編さん室を統合） ② 職員厚生課 ③ ICT推進課 ④ 契約課 ⑤ 財政課
- ⑥ 課税課 ⑦ 徴収課 ⑧ 会計課

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行いその手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

5 監査の範囲及び方法

主に令和6年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に基づき適正に行われているか等について、監査資料・関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に準拠し、おおむね適正に処理されていた。
監査の概要については、次のとおりである。

監査の概要

第1 総務課(令和7年4月1日 市史編さん室を統合)

1 主な事務事業

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 儀式、典礼等に関する事。 | (9) 男女共同参画社会づくりの総合調整及び施策の推進に関する事。 |
| (2) 議案の調整、議会の招集等に関する事。 | (10) 行政改革の推進に関する事。 |
| (3) ほう賞及び表彰(職員表彰を除く。)に関する事。 | (11) 職務権限に関する事。 |
| (4) 文書の收受、配布及び発送に関する事。 | (12) 事務改善に関する事。 |
| (5) 条例、規則等の審査及び整備等法制執務に関する事。 | (13) 固定資産評価審査委員会の事務に関する事。 |
| (6) 個人情報保護、情報公開及び訴訟争訟に関する事。 | (14) 使用料等審議会及び行政不服審査会に関する事。 |
| (7) 告示及び公告式に関する事。 | (15) 行政手続に関する事。 |
| (8) 基幹統計その他統計に関する事(他の所管に属するものを除く。) | (16) 市史編さんに関する事。 |

2 職員の配置状況

令和7年3月末現在17人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長兼市史編さん室長 1人

副課長 1人

総務係	7人(内4人任用職員(パート月給))
法制係	3人
男女共同参画係	2人(内2人総務係兼務)
統計係	3人(内1人総務係兼務)
行政改革推進係	2人(副課長含む。)
市史編さん係	2人(内1人再任用職員)

3 指摘事項等の概要(アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、3 指摘事項等の概要において同じ。)

(1) 合併20周年記念式典案内状、返信用はがき及び封筒の印刷

ア 施行及び見積書徴収について回議書が起案されていないにもかかわらず、見積書が綴られているがどうか。

イ 参考見積を取得した段階において、10万円未満であったことから施行及び見積書徴収に係る所要の手続を行わず、発注に係る決裁を経て執行したものである。

ウ 少額の案件であっても、必要な手続を怠ることのないよう適正な事務処理に努められたい。

第2 職員厚生課

1 主な事務事業

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| (1) 職員の人事管理及び服務に関する事。 | (6) 職員の共済事務に関する事。 |
| (2) 職員の給与等に関する事。 | (7) 組織機構、事務分掌等に関する事。 |
| (3) 各種委員会等の委員の任免に関する事。 | (8) 職員定数及び定員管理に関する事。 |
| (4) 旅費の計算に関する事。 | (9) 職員の研修及び人材育成に関する事。 |
| (5) 職員の福利厚生、公務災害及び労働安全に関する事。 | (10) 事務室のレイアウト、事務用什器類の整備等に関する事。 |

2 職員の配置状況

令和7年3月末現在11人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	人事研修係	2人
				給与厚生係	7人

第3 ICT推進課

1 主な事務事業

- | | |
|---------------------------|---------------------------------|
| (1) 高度情報化施策の推進に関する事。 | (4) 電子計算システムの企画、開発、導入及び管理に関する事。 |
| (2) 地域情報化に関する事。 | (5) 電子情報機器に係る個人情報保護に関する事。 |
| (3) 電子行政システムの構築、運用等に関する事。 | |

2 職員の配置状況

令和7年3月末現在7人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長	1人	副課長	1人	ICT推進係	6人（副課長含む。）
--------	----	-----	----	--------	------------

3 指摘事項等の概要

(1) 庁内Web-GIS運用保守委託業務

- ア 契約書に記載の相手方住所について、契約の時点で住所訂正されている。決裁時における内容確認は、できているのか。
- イ 移転前の住所で事務を進めてしまい、契約時に誤りを確認した。
- ウ 決裁時におけるチェック体制の見直しや強化により、適正な事務処理に努められたい。

第4 契約課

1 主な事務事業

- | | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| (1) 工事請負契約等に関する事。 | (5) 庁用備品の統括管理及び処分に関する事。 |
| (2) 全庁共通的及び主要な業務委託契約に関する事。 | (6) 物品の購入、修理等の契約に関する事。 |
| (3) 契約事務に係る指導、助言等に関する事。 | (7) 工事の検査に関する事。 |
| (4) 入札参加業者の登録に関する事。 | (8) 工事等の設計審査、指導に関する事（他の所管に属するものを除く。）。 |

2 職員の配置状況

令和7年3月末現在8人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	工事契約係	3人
				物品契約係	3人（内1人任用職員（パート月給）、副課長含む。）
				工事検査係	1人

第5 財政課

1 主な事務事業

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 財政計画に関すること。 | (4) 地方交付税に関すること。 |
| (2) 予算の編成、配当及び執行に関すること。 | (5) 財政状況の公表及び財務報告に関すること。 |
| (3) 市債及び借入金に関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和7年3月末現在9人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長 1人	副課長 1人	財政第1係	4人
		財政第2係	2人（副課長含む。）
		財政第3係	2人

3 指摘事項等の概要

(1) 西条市財務書類作成支援委託業務

- ア 入札業者の指名において、根拠とする入札（見積）参加登録業者名簿が添付されているが、営業内容に当該業務が含まれていない事業者も選定されている。選定基準はどのようにしているのか。
- イ 入札業者の選定については、過去に当該業務を受託した実績がある事業者を中心に、これまで指名してきた業者を選んでいた。しかし、直近の営業内容に基づく選定が望ましいことから、令和7年度より営業内容に当該業務が記載されている事業者を指名するように改めた。
- ウ 業者選定にあたり疑義の生じることのないよう、公正性、透明性が担保された適正な事務執行に努められたい。

第6 課税課

1 主な事務事業

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 市民税の賦課等に関すること。 | (5) 固定資産税の賦課等に関すること。 |
| (2) 軽自動車税の賦課等に関すること。 | (6) 特別土地保有税の賦課等に関すること。 |
| (3) 市たばこ税、入湯税その他市税の賦課等に関すること。 | (7) 土地、建物、償却資産等に関する記録簿類の整備に関すること。 |
| (4) 国民健康保険税の賦課等に関すること。 | (8) 地籍図等の管理等に関すること。 |

2 職員の配置状況

令和7年3月末現在27人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長 1人	副課長 1人	市民税係	10人
		国保税係	4人
		資産税係	11人（内1人再任用職員）

第7 徴収課

1 主な事務事業

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| (1) 税制に関すること。 | (6) 住民登録外登録事務の総括に関すること。 |
| (2) 市税の還付及び充当に関すること。 | (7) 滞納債権の徴収等に関すること。 |
| (3) 税務関係の各種協議会等、証明に関すること。 | (8) 滞納債権に係る助言及び指導に関すること。 |
| (4) 市税の徴収、督促、滞納処分等に関すること。 | (9) その他債権管理に関すること。 |
| (5) 一定の交付金その他特定の税外収入の取扱いに関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和7年3月末現在18人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	徴収総務係	6人（内1人任用職員（パート月給））
				徴収係	9人（内1人任用職員（パート月給）、副課長含む。）
				債権管理対策係	2人

第8 会計課

1 主な事務事業

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| (1) 現金及び有価証券の出納並びに保管に関すること。 | (7) 決算の調製に関すること。 |
| (2) 小切手の振出しに関すること。 | (8) 指定金融機関等に関すること。 |
| (3) 物品の出納及び記録に関すること。 | (9) 支出負担行為の確認に関すること。 |
| (4) 口座振替に関すること。 | (10) 支出命令の審査に関すること。 |
| (5) 資金計画に関すること。 | (11) 会計事務の指揮監督に関すること。 |
| (6) 出納員及び会計職員に関すること。 | (12) 愛媛県証紙売りさばき人の指定に関すること。 |

2 職員の配置状況

令和7年3月末現在8人、係別の配置状況は次のとおりである。

会計管理者兼会計課長	1人	副課長	1人	審査係	2人
				出納係	5人（内1人任用職員（パート月給）、副課長含む。）